

熊本市一般廃棄物処理基本計画策定委員会運営要綱

制定 令和3年(2021年)2月16日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例(平成19年条例第2号)第3条の規定に基づき、熊本市一般廃棄物処理基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に必要な事項を審議するため、熊本市一般廃棄物処理基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置するとともに、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- 2 策定委員会は9名以内の委員をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 公募による市民

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長がこれを指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年(2022年)3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境局資源循環部廃棄物計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会で協議して定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年(2021年)2月16日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年(2022年)3月31日にその効力を失う。